意見募集要領

１　意見募集対象

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について（答申案）

２　意見募集期間

令和８年11月12日（木）から令和８年12月11日（金）まで
※郵送の場合は締切日必着

３　意見提出方法

下記の【意見提出様式】により、氏名（企業・団体の場合は、その名称）、連絡先（住所及び電話番号）を必ず明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

○電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合：

電子政府の総合窓口(e-Gov)(https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)の「意見募集案件」画面の「「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について（答申案）」に対する意見募集（パブリック・コメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「意見入力フォーム」から、以下の意見提出様式により御提出をお願いします。なお、意見入力フォームは意見募集期間のみ有効です。

○郵送：

Ａ４サイズの用紙に記載の上、封筒に朱書きで「「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について(答申案)」に対する意見」と記載してください。別途、御意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただく場合についての条件は、次のとおりです。

・ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
・ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル
・ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

＜注意事項＞

○御意見は、日本語で御提出ください。
○提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。
○締切日までに到着しなかったもの、氏名、住所、電話番号が記載されていないもの及

び下記に該当する内容については無効とします。
・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
・法律に反する御意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
・営業活動等営利を目的とした内容
・本意見募集対象と無関係な内容
・なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

【意見提出様式】
※ 各項目は必ずこの順番で記載してください。
［件名］「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について（答申案）」に対する意見
［宛先］環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室
［氏名］（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［郵便番号・住所］
［電話番号］
［御意見］
１． 該当箇所（○ページ○行目を記載してください。）
２． 意見内容（1500字以内で記載してください。）
３． 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）
※１枚の紙に複数の御意見を記入する際は、上記の１．～３．を繰り返し記入してください。

4　資料の閲覧又は入手の方法
○インターネットによる閲覧
・電子政府の総合窓口（e-Gov）
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public
○郵送による入手
郵送による資料の入手を希望する場合は、180 円切手を貼付した返信用角形２号封筒（郵便番号、住所、氏名を必ず明記）を同封の上、封筒に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について（答申案）に対するパブリック・コメント資料請求」と記載し、期限までに十分な余裕を持って、意見提出先まで送付してください。

5　意見提出先
○電子政府の総合窓口（e-Gov）の場合
上記３のとおり
○郵送の場合
〒100-8975　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎５号館 26 階
環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室　宛て